

東員町地域防災計画

— 第3編 資料編 —



令和7年7月修正

東員町防災会議

目 次

第 1	防災関係組織等	1
第 2	通信施設等関係	6
第 3	医療機関等関係	8
第 4	給水施設等関係	10
第 5	ごみ処理等施設等関係	11
第 6	消防、水防等関係	12
第 7	輸送等関係	16
第 8	災害対策本部関係	20
第 9	条例、協定等関係	21
第10	自治会関係	28
第11	様式等関係	29
第12	火災・災害等即報要領	33
第13	災害報告取扱要領	50
第14	被害速報送受信表	60
第15	土砂災害（特別）警戒区域一覧 ...	72
第16	防災重点農業用ため池一覧	78
第17	その他	79

第 1 防災関係組織等

1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 町

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
東員町役場	東員町大字山田1600番地	0594-86-2800 (夜間休日) 0594-76-6045 総務課防災対策室 0594-86-2824 【衛星系無線】 324-11 【衛星携帯電話】 88216-6876-3424	総務課防災対策室 0594-86-2850 【衛星系無線】 324-19

(2) 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三重県防災対策部 災害対策課	津市広明町13番地	(防災対策室) 059-224-2189 【衛星系電話】 (本部) 101-8-2189	(防災対策室) 059-224-2199 【衛星系FAX】 (本部) 101-8-2199
桑名地域防災総合事務 所地域調整防災室 地域防災課	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3600 【衛星系無線】 121-8-607	0594-24-3795 【衛星系無線】 121-607
桑名建設事務所総務課 保全課	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3661 0594-24-3663	0594-24-3696
桑名保健所総務企画課	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3621	0594-24-3692
桑名農政事務所 総務企画室	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3631	0594-24-3695

(3) 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三重県警察本部 警備部 警備第二課	津市栄町1丁目100番地	059-222-0110 (内5797) 【衛星系無線】 147-12	059-222-0110 (内5769) 【衛星系無線】 147-17
いなべ警察署	いなべ市員弁町字野320-1	0594-84-0110	0594-84-0110
いなべ警察署東員交番	東員町大字鳥取133番地4	0594-76-7410	0594-76-7410

(4) 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
東海財務局 津財務事務所総務課	津市桜橋 2 丁目129	059-225-7221	059-224-1647
津地方気象台 防災業務課	津市島崎町327-2	059-228-6818 【衛星系無線】 843-11	059-228-4745 【衛星系無線】 843-19
三重労働局労働基準部 健康安全課	津市島崎町327-2	059-226-2107	(労働基準部共通) 059-226-2117

(5) 教育委員会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三重県教育委員会 教育総務室	津市広明町13	059-224-3301 【衛星系無線】 101-8-3301	059-224-2319 【衛星系無線】 101-8-2319

(6) 市町及び消防機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三重県市長会事務局	津市桜橋 2 丁目96番地	059-225-1376	059-223-4466
三重県町村会事務局	津市桜橋 2 丁目96番地	059-225-2138	059-223-5494
三重県消防長会 (四日市市消防本部総務課)	四日市市西新地14-4	0593-56-2002	0593-56-2016
三重県消防協会 消防・保安室内	津市広明町13	059-224-2108 【衛星系無線】 101-8-2108	059-224-2199 【衛星系無線】 101-8-2199

(7) 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
西日本電信電話株式会社 三重支店 設備部災害対策室	津市丸之内28-38	059-223-9330 【衛星系無線】 873-11 873-12	059-227-6140 【衛星系無線】 873-19
株式会社NTTドコモ 東海支社三重支店 技術サービス部 技術推進室 技術企画担当	津市羽所町700番地アスト津ビル10F	059-229-2032	059-226-1088
KDDI株式会社 au中部支社 中部オペレーションセンター	名古屋市千種区内山3-30-9 佐久間ビル	052-262-6220	052-262-6369
日本赤十字社 三重県支部 事業推進課	津市栄町1丁目891	059-227-4145 【衛星系無線】 101-991	059-227-6245 【衛星系無線】 101-992
日本放送協会 津放送局 企画総務	津市丸之内養正町4番8号	059-229-3010 【衛星系無線】 861-11	059-229-3029 【衛星系無線】 861-19
中部電力パワーグリッド株式会社 三重支店 総務部総務グループ	津市丸之内2番21号	059-246-6712 【衛星系無線】 871-11、871-12	059-246-6700 【衛星系無線】 871-19

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
日本郵便株式会社 東海支社	愛知県名古屋市中区丸の内3 丁目2番5号	(総務部総括担当) 052-963-6621 (企画部総務課) 052-963-6202	(総務部総括担当) 052-961-6596 (企画部総務課) 052-961-6799
東邦ガス株式会社 西部支社四日市営業所	四日市市栄町3-8	059-353-9151	059-352-3150

(8) 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
公益社団法人三重県医師会 事務局	津市桜橋2丁目191-4	059-228-3822	059-225-7801
三重テレビ放送株式会社 技術部	津市洪見町小谷693-1	059-223-3359 【衛星系無線】 862-11	059-223-3367 【衛星系無線】 862-19
三重エフエム放送株式会社 総務課	津市観音寺町焼尾1043-1	059-225-5533 【衛星系無線】 863-11	059-227-1890 【衛星系無線】 863-19
三重交通株式会社 運転保安部 運転指導課	津市中央1番1号	059-229-5537 【衛星系無線】 806-11	059-229-1635 【衛星系無線】 31101626
一般社団法人三重県トラック協会 総務部	津市桜橋3丁目53-11	059-227-6767 【衛星系無線】 874-12、874-11	059-225-2095 【衛星系無線】 874-19
一般社団法人三重県LPガス協会	津市柳山津興369番地2	059-227-6238 (災害時専用電話) 059-227-0019	059-229-4648

(9) 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975番地	059-255-3133 (内235～238) 【衛星系無線】 841-11	同左(切替) 【衛星系無線】 841-19

(10) 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
桑名市消防本部	桑名市大字江場7番地	(本部) 0594-24-0119 (署) 0594-24-5284	(本部) 0594-24-5287
東員消防署	東員町大字六把野新田86番地1	0594-76-7599	0594-76-9890

(11) 一部事務組合等

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
桑名・員弁広域連合	桑名市大字上之輪新田字永長 707番地	0594-27-5111 0594-27-5112	0594-27-5110
桑名広域清掃事業組合	桑名市多度町力尾4028番地	0594-31-8880	0594-31-1032

(12) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
一般社団法人いなべ医師会	いなべ市北勢町阿下喜771 いなべ総合病院内	0594-72-6975	0594-72-6746
東員町社会福祉協議会	東員町大字山田2013番地	0594-76-1560	0594-76-1559
桑員河川漁業協同組合	東員町大字中上字東巳午3279	0594-76-7322	0594-76-7322
三重北農業協同組合	四日市市浜田町4-20	059-354-8888	059-354-8889
東員町商工会	東員町大字山田1600番地	0594-76-2510	0594-76-9806
東員郵便局	東員町大字大木下仮宿2212	0594-76-2790	0594-76-2790
中部電力パワーグリッド株式会社 三重支店 桑名営業所	桑名市寿町3-9	0120-985-341	—
東邦ガス株式会社 桑名サービス・センター	桑名市松ノ木3丁目8番1	(平日の昼間) 0594-31-0836 (土日祝含む 19時まで) 0594-31-0805	0594-31-0897

(13) 交通機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三重交通株式会社 運転保安部 運転指導課	津市中央1番1号	059-229-5537 (夜間) 059-233-3501 【衛星系無線】 806-11	059-229-1635 【衛星系無線】 31101626
三岐鉄道株式会社 総務部 総務課	四日市市富田3丁目22-83	(昼間) 059-364-2141 (夜間・三岐線) 0593-39-1141 (夜間・北勢線) 0594-76-3690 (夜間・バス) 0593-65-9106	(昼間) 059-364-2142 (夜間・三岐線) 0593-39-1141 (夜間・北勢線) 0594-76-3722 (夜間・バス) 0593-65-1801
八風バス株式会社 総務部 総務課	桑名市大字小貝須字新堀北 1593-3番地	0594-22-6321	0594-23-8311

(14) ライフライン関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
中部電力パワーグリッド株式会社 三重支店 (昼間) 総務部総務グループ (夜間・休日) 給電制御所	津市丸之内2番21号	(昼間) 059-246-6712 (夜間) 059-228-3339 【衛星系無線】 871-11、871-12	(昼間) 059-246-6700 (夜間) 059-227-6478 【衛星系無線】 871-19
西日本電信電話株式会 社三重支店 災害対策室	津市丸之内28-38	059-223-9330 【衛星系無線】 873-11、873-12	059-227-6140 【衛星系無線】 873-19
株式会社N T T ドコモ 東海支社三重支店技術 サービス部技術推進室 技術企画担当	津市羽所町700番地アスト津ビ ル10F	059-229-2032	059-226-1088

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
ソフトバンクモバイル 株式会社 地域総務部 関西・東海総務課	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ14階		076-236-4424
KDDI株式会社 中部総支社管理部	名古屋市西区名駅2-27-8名古屋 プライムセントラルタワー21 階	052-747-8071	052-747-8073
東邦ガス株式会社 導管部三重センター	津市南丸之内4-10	059-228-7224 【衛星系無線】 872-11	059-228-7238 【衛星系無線】 872-19
公益財団法人三重県下 水道公社 北部浄化センター	三重郡川越町亀崎新田80-2	059-365-3181	059-365-3183

第 2 通信施設等関係

1 災害時優先電話設置状況

設 置 箇 所	所 在 地	電 話 番 号
東員町役場 非常用 宿直室	東員町大字山田1600番地	0594—76—1448 0594—76—6045
神田小学校	〃 大字六把野新田100番地	0594—76—2393
稲部小学校	〃 大字大木944番地	0594—76—2004
三和小学校	〃 大字長深700番地	0594—76—2414
笹尾西小学校	〃 笹尾西 2 丁目 1 番 1	0594—76—2458
笹尾東小学校	〃 笹尾東 4 丁目28番	0594—76—6526
城山小学校	〃 城山 1 丁目48番	0594—76—9014
東員第一中学校	〃 大字六把野新田557番地	0594—76—2303
東員第二中学校	〃 城山 2 丁目 1 番	0594—76—9170

2 消防デジタル無線設置状況

(令和3年4月1日 現在)

種 類	名 称	設置場所	配備年度	出力	備 考
基地局	きょうせい とういん	東員町大字山田1600	令和2年度	5 W	災対本部
陸上移動局 (車載)	とういん 1	〃	〃	3 W	第 1 分団消防車
	とういん 2	〃 大字大木1083- 1	〃	〃	第 2 分団 〃
	とういん 3	〃 大字長深660	〃	〃	第 3 分団 〃
	とういん 4	〃 笹尾東 2 丁目 5-2	〃	〃	第 4 分団 〃
	とういん 5	〃 大字山田1600	〃	〃	指揮車 エクストレイル
	とういん 6	〃 城山 1 丁目21- 1	〃	〃	第 1 分団城山消防車
	とういん 7	〃 大字山田1600	〃	〃	災害対応車 パジエロ
	とういん 8	〃	〃	〃	広報車 ハイゼット ワゴン
	とういん 9	〃	〃	〃	搬送車 ハイゼットトラック
	とういん10	〃	〃	〃	公用車 (上下水道)
	とういん11	〃	〃	〃	公用車 (上下水道)
	とういん12	〃	〃	〃	公用車 (総務)
	とういん13	〃	〃	〃	公用車 (総務)
陸上移動局 (携帯)	とういん101	〃 大字山田1600	〃	1 W	第 1 分団
	とういん102	〃 大字大木1083- 1	〃	〃	第 2 分団
	とういん103	〃 大字長深660	〃	〃	第 3 分団
	とういん104	〃 笹尾東 2 丁目 5-2	〃	〃	第 4 分団
	とういん105	〃 大字山田1600	〃	〃	役場
	とういん106	〃 城山 1 丁目21- 1	〃	〃	第 1 分団城山
	とういん107	〃 (団長宅)	〃	〃	団長
	とういん108	〃 (副団長宅)	〃	〃	副団長
	とういん109	〃 大字山田1600	〃	〃	役場
	とういん110	〃 大字六把野新田86-1	〃	〃	東員消防署
	とういん111	〃 大字山田1600	〃	〃	役場 (災対本部)
	とういん112	〃	〃	〃	〃
	とういん113	〃	〃	〃	〃
	とういん114	〃	〃	〃	〃
	とういん115	〃	〃	〃	〃
	とういん116	〃	〃	〃	総合体育館
	とういん117	〃 大字六把野新田100	〃	〃	神田小学校
	とういん118	〃 大字大木944	〃	〃	稲部小学校
	とういん119	〃 大字長深700	〃	〃	三和小学校
	とういん120	〃 笹尾西 2 丁目 1- 1	〃	〃	笹尾西小学校
	とういん121	〃 笹尾東 4 丁目28	〃	〃	笹尾東小学校
	とういん122	〃 城山 1 丁目48番	〃	〃	城山小学校
	とういん123	〃 大字六把野新田557	〃	〃	東員第一中学校
	とういん124	〃 城山 2 丁目 1	〃	〃	東員第二中学校
	とういん125 ～ とういん147	〃 大字山田1600 (合計 2 3 機)	〃	〃	役場 (災害時自治会対応用)

第3 医療機関等関係

1 町内医療機関一覧

(令和7年4月現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
なかばやし小児科	東員町笹尾東1丁目30-2	0594-76-8888
岩花内科	〃 大字六把野新田121-2	0594-76-7500
やまだ胃腸科内科	〃 大字中上278-1	0594-76-0706
いなべ整形外科クリニック	〃 大字山田3076-1	0594-86-0555
とういん眼科クリニック	〃 大字六把野新田153	0594-86-2112
きひら内科消化器科	〃 大字山田1761	0594-82-7001
いなべ糖尿病・内分泌内科	〃 大字八幡新田139-1	0594-86-1525
医療法人 康誠会東員病院	〃 大字穴太2400	0594-76-2345
医療法人大仲会大仲さつき病院	〃 大字穴太2000	0594-76-5511
医療法人 のじり内科消化器内科	〃 城山1丁目23-1	0594-76-5005
医療法人 ネオポリス診療所	〃 笹尾東2丁目5-5	0594-76-6262
医療法人 杉山整形外科	〃 大字穴太1988-1	0594-76-9933
医療法人 森下耳鼻咽喉科	〃 大字六把野新田130-1	0594-75-0117
おくち整形外科クリニック	〃 大字長深883-1	0594-82-7230
ちば皮ふ科耳鼻咽喉科	〃 大字鳥取1296-1	0594-41-3333
とういん内科ハートクリニック	〃 大字長深885-1	0594-82-6363
あいおいクリニックイオン東員医院	〃 大字長深510-1	0594-84-6218
大長歯科矯正歯科	〃 大字長深3383	0594-76-2224
中島歯科	〃 城山1丁目22-1	0594-76-8082
岩田歯科医院	〃 大字大木1948-1	0594-76-0418
サトウ歯科医院	〃 大字六把野新田758-2	0594-76-1919
みどり歯科医院	〃 大字六把野新田428-3	0594-86-0212
かわせデンタルクリニック	〃 大字中上232-1	0594-76-1839
やさしい歯科	〃 大字山田2954-3	0594-86-1811
みやざわ歯科医院	〃 大字鳥取276-3	0594-87-6000

2 救急告示医療機関

(令和4年4月現在)

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
三重県厚生連 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	0594-72-2000
医療法人社団大和会日下病院	いなべ市北勢町阿下喜680	0594-72-2511

3 災害医療センター（災害拠点病院）

(令和4年4月現在)

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
三重県厚生連 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	0594-72-2000

4 町内薬局等一覧

(令和7年4月現在)

名称	所在地	電話番号
ネオ薬局	東員町笹尾東2丁目5-6	0594-76-7520
ファミリーサポート薬局	〃 大字中上 280-1	0594-76-1381
モリワキ薬局	〃 城山3丁目 21-10	0594-76-7898
とういん調剤薬局	〃 大字六把野新田 130-5	0594-75-0095
チェリー調剤薬局東員店	〃 大字山田 1761-2	0594-86-1025
ベル調剤薬局	〃 大字八幡新田 139-3	0594-84-7290
ミズタニ薬局	〃 笹尾西2丁目 13-15	0594-76-5959
ココカラファイン東員店	〃 大字山田 2930-1	0594-86-0251
ウエルシア東員町山田店	〃 大字山田 2898-1	0594-86-0460
ディスカウントドラッグコスモス東員店	〃 大字鳥取 418	0594-86-1520
グッドファーマわかば薬局	〃 大字鳥取 1296-3	0594-86-1800
イオン薬局東員店	〃 大字長深 510-1	0594-86-1210
みつばち薬局	〃 大字穴太 2945-4	0594-41-3208
さんあい薬局株式会社東員店	〃 大字長深 885-5	0594-41-5760

参考 三重県指定備蓄場所等（関係分）（令和4年3月現在）

1 災害医薬品備蓄センター

名称	所在地	電話／FAX番号	担当者
三重県災害医薬品備蓄センター	津市桜橋2-191 三重県赤十字血液センター内	059-229-3580 059-229-3589	薬務感染症対策課 059-224-2330

2 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会）

備蓄所	所在地	備蓄協力施設名
北勢地域	四日市市内	アルフレッサ株式会社三重北勢第一支店 アルフレッサ株式会社三重北勢第二支店 株式会社スズケン四日市支店 東邦薬品株式会社四日市営業所 中北薬品株式会社四日市支店 株式会社メディセオ四日市支店

3 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局）

備蓄所名	所在地	薬局名	電話／FAX番号
県（基幹）	津市江戸橋1丁目 113	一般社団法人三重県薬剤師会 会営津調剤薬局	059-231-1134 059-232-7918
桑名	桑名市新西方2-87	ハーブ調剤薬局	0594-24-6930 0594-24-7080
四日市	四日市市本町9-8	医薬分業推進支援センター	059-354-8440 059-354-8441

4 災害衛生材料流通備蓄所

名称	所在地	施設名	電話／FAX番号
三重県災害衛生材料 北部流通備蓄所	四日市市新正 2-9-11	中辻医科機器株式会社 四日市営業所	059-351-6552 059-351-6972

5 災害歯科用医薬品等流通備蓄所

名称	所在地	施設名	電話／FAX番号
三重県災害歯科用医薬品等 北部流通備蓄所	桑名市野田 1-14-6	有限会社小川歯科商店	0594-31-1155 0594-31-1156

第4 給水施設等関係

1 応急用資機材保有状況

(令和4年4月現在)

No.	資機材	規格・能力	数量	保管場所
1	ろ過器	2,000ℓ/h	5	上水道管理事務所
2	給水タンク	2.0m ³	1	上水道管理事務所
3	給水タンク	0.5m ³	1	上水道管理事務所
4	発電機	220V 7.5kwA	1	上水道管理事務所
5	ポリタンク	1,000ℓ	3	上水道管理事務所
6	ポリタンク	500ℓ	4	第1水源地
7	ポリタンク	20ℓ	19	上水道管理事務所
8	ポリ袋	6ℓ	600	上水道管理事務所
9	エンジン付きポンプ		1	上水道管理事務所

2 飲料水兼用耐震性貯水槽

No.	設置場所	所在地	容量
1	笹尾中央公園	東員町笹尾東2丁目6番1	100m ³
2	中部公園	東員町大字北大社1634番地	100m ³
3	三和小学校校庭	東員町大字長深700番地	100m ³

3 災害対策用応急給水施設

No.	機 器	規格・給水能力	数量	保管場所
1	緊急用浄水装置	8.0 m ³ /h	1	第1水源地
2	緊急用浄水装置	8.0 m ³ /h	1	第2水源地
3	給水車用給水栓	11.4 m ³ /h	1	上水道管理事務所
4	応急給水栓	蛇口2栓	1	上水道管理事務所

第5 ごみ処理等施設等関係

1 ごみ処理施設及び運搬車両の現況

(1) 処理施設

(令和4年4月現在)

施設名	所在地	処理能力			電話番号
		焼却施設	リサイクルプラザ	プラスチック圧縮梱包施設	
桑名広域清掃事業組合資源循環センター	桑名市多度町力尾4028番地	174 t / 日 (内訳) 87 t / 日 × 2 炉	(1) 不燃・粗大処理施設 55 t / 5 時間 × 1 系列 (2) 資源化施設 7 t / 5 時間 × 2 系列 (内訳) 缶選別施設 5 t / 5 時間 × 1 系列 びん選別施設 2 t / 5 時間 × 1 系列	8.5 t / 5 時間 × 2 系列	0594－ 31－1031
桑名・員弁広域連合 桑名広域環境管理センター	桑名市大字上之輪新田707番地	・し尿、浄化槽汚泥 164kℓ / 日 ・生ごみ 1.0t / 日			0594－ 27－5112
東員町最終処分場	東員町大字鳥取	・受入可能量 31,744m³ (R1.11.30現在) ・処理品目 土、砂、石、瓦、ブロック、コンクリート			0594－ 86－2807 (東員町役場 みらい環境課)

(2) 町が所有する運搬車両

(令和4年4月現在)

運搬車両 (塵芥収集車)	積載車
5 台	各車約 4 t

第6 消防、水防等関係

1 消防自動車、消防水利の状況

(令和4年4月現在)

種	別	現 在 数
消 防 団 用 消 防 自 動 車	消防自動車	5 台
	消防指揮車 (エクストレイル)	1 台
	災害対応車 (パジェロ)	1 台
	消防広報車 (軽四)	1 台
	消防資機材搬送車 (軽四)	1 台
消 防 水 利	消火用防火水槽 (5t～459t※)	1 1 8 基
	飲料水兼用防火水槽 (100t)	3 基
	消火栓	9 1 9 基

※ 学校プールを含む

※ 飲料水兼用防火水槽は「第4 給水施設等関係」参照

2 林野火災対策備蓄資機材

(令和4年4月現在)

地域名	機材名											
	防火水槽	施設 自然 水利利用	補給 基地 空中消火等	消防無線	林野火災 工作車	ブッシュカッター	チェーンソー	可搬式 散水装置	可搬式 送水装置	軽可搬式 消防ポンプ	小型動力ポンプ 付き水槽車	
員弁 特別地域							7	15		1		

参考

三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、林野火災又は大火災対策の用に供するため、三重県が保有する林野火災対策等資機材(以下「資機材」という。)の管理運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(保管)

第2条

(1) 資機材は、次の場所に保管する。

- (ア) 三重県防災対策部災害対策室三重県備蓄倉庫(津市東古河町36)
- (イ) 三重県防災資機材備蓄センター(三重県消防学校内)
- (ウ) 尾鷲市倉庫
- (エ) 陸上自衛隊第33普通科連隊

(使用の範囲)

第3条

ア 資機材は、原則として林野火災又は大火災が発生した場合の消火及び防御並びに訓練に使用するものとする。

イ 資機材を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (ア) 国
- (イ) 都道府県
- (ウ) 市町村
- (エ) 消防組合

(使用の申請)

第4条

ア 資機材を使用し、消火及び防御並びに訓練を実施しようとする者(以下「使用者」という。)は、林野火災対策資機材使用申請書(別記様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合には、電話等により申請し、事後において速やかに所定の手続きを行わなければならない。

イ 市町及び消防組合は、林野火災又は大火災の消火及び防御を実施するに際し、自衛隊の派遣を必要とする場合には県防災計画の定めるところにより、措置しなければならない。

(返納)

第5条 使用者は、使用期間が終了したとき又は使用の必要がなくなったときには、資機材の整備点検を実施し、速やかに返納しなければならない。

(費用の負担)

第6条

ア 資機材を使用した場合、次の費用は使用者の負担とする。

- (ア) 資機材の引渡し及び返納に要する費用
 - (イ) 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に要する費用
 - (ウ) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用
 - (エ) 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用
 - (オ) 県防災計画の規定に基づく自衛隊の災害派遣部隊の活動に要した費用
- イ 災害が、2以上の団体に及ぶ場合には、関係団体が協議のうえ負担する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資機材の管理運用について必要な事項は、その都度定める。

(附則)

ア この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

イ 三重県林野火災対策資機材管理運用要綱(昭和48年2月1日施行)及び空中消火用資機材管理運用要綱(昭和53年12月1日施行)は、廃止する。

別記様式

林野火災対策等資機材使用申請書

年 月 日

三重県知事 様

申請書住所

氏名

印

三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1. 使用目的

2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 資機材名及び数量

4. 連絡窓口及び連絡責任者

3 水防活動実施報告書

県		管 理 団 体 名 指 定 非 指 定								報 告 年 月 日 年 月 日						
(1) 出水の概況		〇 〇 川 警 戒 水 位 〇 〇 m 出 水 位 〇 〇 川 雨量〇〇mm								所 要 経 費	物 件 費 人 件 費	資材費	円	県 補 助	円	
												器材費	円	管理団体	円	
												雑 費	円		円	
												燃料費	円	合 計	円	
												手 当	円			
												その他	円			
(2) 水防実施箇所		〇〇〇〇支流川 左 右 地 先 m														
(3) 日 時		自 月 日 時 至 月 日 時								功労者の氏名、年齢、 所属及び功績概要						
(4) 出勤人員概要		水 防 団		消 防 団		そ の 他		計								
(5)	水防作業の概況及び工法	〇〇工法		〇〇箇所		〇〇m				破損等があった場合その原因				管理団体の水防従事の立場よりみて記入すること		
(6) 水防の結果	効 果	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口	その他							
	被 害									水防活動に関する自己判断				管理団体で記入すること		
		m			戸	m	m	人								

第7 輸送等関係

1 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

指定 番号	所在地	名 称	緯度 経度 UTMグリッド	離着陸場 連絡先 電話番号	面 積(㎡)		離着陸場 規模	避難場所 指定	土地 表面	散水の 必要性	備考
324-01	東員町大字六把野 新田557	東員第一中学校 グラウンド	N35° 04′ 44 E136° 36′ 03 4594-8296	東員町総務課 防災対策室 0594-86-2824	142×62	8,804	C	有	砂質	有	
324-02	〃 大字長深700	三和小学校 グラウンド	N35° 03′ 52 E136° 34′ 38 4382-8133	東員町総務課 防災対策室 0594-86-2824	91×62	5,642	C	有	砂質	有	
324-03	〃 大字北大社323	東員町スポーツ 公園陸上競技場	N35° 04′ 17 E136° 34′ 42 4391-8210	東員町総務課 防災対策室 0594-86-2824	119×194	23,086	B	無	芝生	無	ヘリ 専用拠点
324-04	〃 城山二丁目1番	東員第二中学校 グラウンド	N35° 06′ 00 E136° 36′ 13 4616-8531	東員町総務課 防災対策室 0594-86-2824	115×75	8,625	C	有	砂質	有	
324-05	〃 大字北大社323	東員町スポーツ 公園陸上競技場 多目的グラウンド	N35° 04′ 21 E136° 34′ 37 4378-8222	東員町総務課 防災対策室 0594-86-2824	100×70	7,000	C	無	芝生	無	

(注)離着陸場規模 A:200×100m(20,000㎡)以上…中型機5機(大型機2機)

B:150× 70m(105,00㎡)以上…中型機3機(大型機1機)

C:B未満…中型機2機以下の対応

(注)UTMグリッド … 球形の地球を平面図に表す投影法を決められたルールで緯度・経度方向にグリッド線を引いて縦軸・横軸の交点の座標で地球上の位置を特定するものです。この地域では「53SPU」から始まります。

2 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画

(1) 第1次緊急輸送道路

路線 番号	路線名	区 間		連絡路線（拠点）名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
	東海環状自動車道	いなべ市大安町	四日市市北山町	大安IC	新名神高速道路

(2) 第2次緊急輸送道路

路線 番号	路線名	区 間		連絡路線（拠点）名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
365	一般国道365号線 (一般国道)	東員町大字 長深	東員町大字 長深	(一)桑名 東員線	東海環状自動車道 (東員IC)
421	一般国道421号線 (一般国道)	桑名市 西別所	いなべ市 大安町石樽下	一般国道 258号	(一)四日市 菰野大安線
14	菰野東員線 (主要地方道)	東員町大字 六把野新田	東員町大字 穴太	(一)桑名 東員線	一般国道421号
142	桑名東員線 (一般県道)	東員町大字 六把野新田	東員町大字 長深	(主)菰野 東員線	一般国道365号

(3) 第3次緊急輸送道路

路線 番号	路線名	区 間		連絡路線（拠点）名	
		起 点	終 点	起 点	終 点
142	桑名東員線(一般県道)	桑名市東方	東員町穴太	一般国道1号	一般国道421号

(4) 防災拠点

区分	番号	施 設 名
市町本庁舎	B 3 2 4	東員町
救助活動拠点	S 3	東員町スポーツ公園（東員町）
地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	T 5	東員町陸上競技場（東員町）

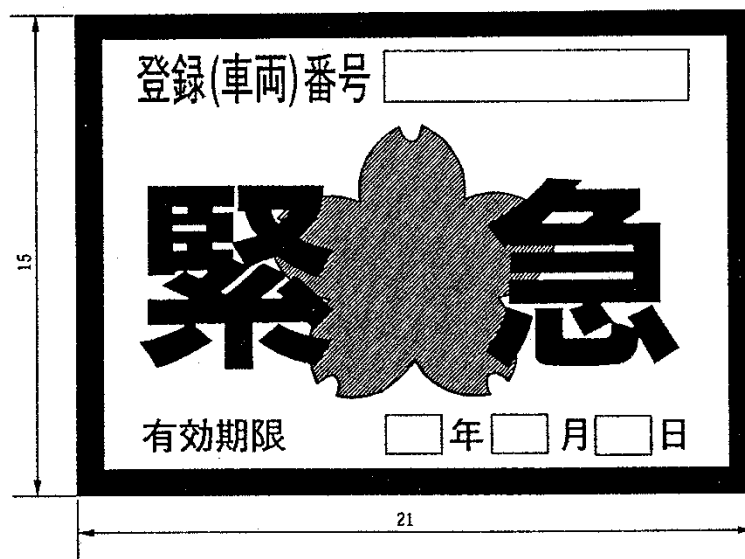
3 緊急通行車両確認証明書

災害対策基本法施行規則 別記様式第4（第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
三重県知事 印				
三重県公安委員会 印				
番号標に表示 されている番号				
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4 緊急通行車両の標章



- (1) 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- (2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- (3) 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

第 8 災害対策本部関係

1 東員町防災会議委員名簿

委 員	
東員町長	会長
いなべ警察署長	東員町防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 号委員
副町長	〃 第 2 号委員
総務部職員	〃 第 2 号委員
厚生部職員	〃 第 2 号委員
事業部職員	〃 第 2 号委員
教育部職員	〃 第 2 号委員
保健師	〃 第 2 号委員
男女共同参画担当者	〃 第 2 号委員
教育長	〃 第 3 号委員
東員町消防団長	〃 第 4 号委員
自主防災組織	〃 第 5 号委員

第 9 条例、協定等関係

□ 1 条例リスト

No	条例の名称	改正年月日
1	東員町防災会議条例	平成24年10月 3 日
2	東員町災害対策本部条例	平成24年10月 3 日

□ 2 町が締結している協定・覚書等リスト

No	協定・覚書等の名称	協定等締結相手	締結等年月日
1	Lアラートの運用に係る覚書	三重県	平成27年 6 月 1 日
2	三重県震度情報システムの管理運営に関する協定書	三重県	令和 3 年 4 月 1 日
3	三重県内消防相互応援協定	三重県内市町及び消防組合	平成19年 3 月 1 日
4	三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	三重県、三重県内市町 及び消防組合	平成25年 3 月 1 日
5	三重県市町災害時応援協定書	三重県、三重県市長会、 三重県町村会	平成12年 9 月 1 日
6	災害時相互応援協定	大台町	平成 9 年 4 月13日
7	災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	和 3 年 3 月25日
8	原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県袋井市	和 3 年 3 月25日
9	桑員地域 2 市 2 町における危機発生時の相互応援に関する協定	桑名市、いなべ市、 木曽岬町	平成19年12月 7 日
10	危機発生時の相互応援に関する協定にかかる申し合わせ事項、細目	桑名市、いなべ市、 木曽岬町	平成26年 3 月31日
11	危機発生時の相互応援に関する協定に係る桑員地域広域避難実施要領	桑名市、いなべ市、 木曽岬町	平成27年 7 月10日 平成30年11月26日改
12	浸水時における広域避難に関する協定	桑名市、いなべ市、 木曽岬町	平成28年10月26日
13	災害時に備えた相互協力に関する覚書	いなべ警察署	平成24年 8 月31日
14	災害発生時における協力に関する協定	東員町内郵便局	平成29年 3 月13日
15	医療救護活動に関する協定書	社団法人いなべ医師会	平成21年 9 月25日
16	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	一般社団法人桑員歯科医師会	令和 4 年 4 月 1 日
17	災害時における動物救護に関する協定	三重県獣医師会桑員支部	令和 2 年 2 月 7 日
18	三重県水道災害広域応援協定書	三重県内市町及び水道用水 供給事業者	平成 9 年10月21日
19	桑員地区水道災害応援協定	桑名市、いなべ市、木曽岬町	平成24年 2 月 9 日

No	協定・覚書等の名称	協定等締結相手	締結等年月日
20	東員町水道施設被災時における応援業務に関する協定	名古屋上下水道総合サービス株式会社	令和4年12月1日
21	災害時における井戸水の使用に関する協定	株式会社ADEKA三重工場	平成28年1月8日
22	三重県の下水道事業災害時における応援に関するルール	三重県、三重県内市町	平成16年7月22日 平成17年2月7日改
23	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和元年10月30日
24	三重県災害等廃棄物処理応援協定書、覚書	三重県、三重県内市町、一部事務組合及び広域連合	平成16年10月29日 平成17年3月1日
25	災害時における応急生活物資等の調達に関する協定書	東員町商工会（40事業所）	平成23年4月21日
26	災害救助犬の出動に関する協定書、細目	社団法人ジャパンケネルクラブ	平成13年4月12日
27	アマチュア無線による災害時応援協定書	東員町防災アマチュア無線ボランティア	平成13年9月2日
28	災害に係る情報発信等に関する協定	L I N E ヤフー株式会社	平成26年8月15日
29	災害時におけるマルチコプターを用いた情報連携に関する協定書	中部電力パワーグリッド株式会社桑名営業所	令和3年2月19日
30	災害時等におけるドローンによる情報収集に関する協定書	伊藤空撮企画	平成29年3月14日
31	災害時等におけるドローンによる情報収集に関する協定書	株式会社エムズリアライズ	令和3年12月21日
32	災害時の応急措置に関する協定書	一色建設株式会社他 （全22事業所）	平成22年11月1日、 令和4年7月、8月
33	災害時における地図製品等の給付等に関する協定書	株式会社ゼンリン	令和元年10月30日
34	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定、細目	三重県葬祭業協同組合	平成24年6月18日
35	災害時の遺体搬送に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会	平成26年4月10日
36	災害時における葬祭業務に関する協定書	一般財団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成29年1月27日
37	災害時における協力に関する協定書	三重県行政書士会	平成26年5月28日
38	災害時における被災者支援活動に関する協力協定書	三重県司法書士会	平成29年3月1日
39	災害時における応援業務に関する協定書	公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士会	令和3年5月13日
40	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	町内16施設	平成29年3月
41	東員町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人東員町社会福祉協議会	令和3年2月10日
42	大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	イオンリテール株式会社、イオンモール株式会社	平成25年10月20日

No	協定・覚書等の名称	協定等締結相手	締結等年月日
43	災害時の避難場所開設に関する協定書	TOYOTIRE株式会社	令和2年8月7日
44	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	一般社団法人日本非常食推進機構	平成24年3月6日
45	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	三重県員弁LPガス協会	平成27年8月10日
46	災害時における物資供給の協力に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年1月10日
47	災害時における物資供給の協力に関する協定書	株式会社一号館	平成30年10月11日
48	災害時における物資供給の協力に関する協定書	株式会社カネスエ	平成31年2月7日
49	災害時における物資供給の協力に関する協定書	スーパーサンシ株式会社	平成31年4月12日
50	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	令和6年5月1日
51	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書	西日本電信電話株式会社	令和2年10月27日
52	避難場所広告付電柱看板に関する協定	中電興業株式会社、テルウェル西日本株式会社	平成26年6月18日
53	モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書	一般社団法人日本モバイル建築協会	令和4年2月25日
54	地方創生並びに地域防災力の向上に関する包括連携協定書	株式会社一条工務店他2社	令和4年2月25日
55	三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定書	三重県	令和5年3月24日
56	災害からライフラインを守る事前伐採に係る協定書	中部電力パワーグリッド株式会社	令和6年7月22日
57	災害時の協力に関する協定書	三重県農業共済組合	令和6年12月10日
58	災害時における復旧活動及び防災・減災活動の協力に関する協定書	一般社団法人 全日本災害住宅レジリエンス協会	令和7年2月20日

1-1 東員町防災会議条例

東員町防災会議条例

昭和37年12月27日

条例第12号

改正 平成24年10月3日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき東員町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東員町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 教育長
- (4) 消防団長
- (5) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号及び第5号の委員の定数は、1人、7人及び1人とする。

7 第5項第5号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 東員町災害対策本部条例

東員町災害対策本部条例

昭和37年12月27日

条例第13号

改正 平成24年10月3日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、東員町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月14日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月3日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

2—25 東員町商工会 災害時における応急生活物資等の調達協力事業所一覧

	事業所名	所在地	備考
1	北東自動車 (株)	東員町穴太1706-1	
2	(有) 稲見石材土木	東員町長深2212-3	
3	(有) 丸忠土建興業	東員町笹尾西1-38-7	
4	(株) リード・ガイロビカ	東員町笹尾東2-1-1	
5	北貝進工業 (株)	東員町六把野新田901	
6	光南製作所	東員町六把野新田594	
7	DCMカーマ (株)	東員町六把野新田33-1	
8	杉山建築	東員町長深2905	
9	(有) 丸和商会	東員町六把野新田92-4	
10	(有) 小川設備	東員町八幡新田304	
11	喫茶スズラン	東員町鳥取414-3	
12	ミキモト化粧品	東員町六把野新田242-3	
13	ささ亭	東員町鳥取1247-1	
14	水谷蒟蒻店	東員町大木779-2	
15	西村建材	東員町鳥取1752-2	
16	(有) タイハイ	東員町六把野新田192-1	
17	カフェレスト白馬	東員町六把野新田136	
18	(株) 東員板金工業	東員町六把野新田1153-1	
19	(有) 三愛岐	東員町大木3981	
20	(有) 高橋工務店	東員町笹尾東1-26-9	
21	(株) リサイクル中部 北勢営業所	東員町筑紫229	
22	(有) 河合商会	東員町長深2472	
23	(株) サンジキモータース	東員町鳥取183-1	
24	(株) 中津屋	東員町八幡新田161	
25	平野木型製作所	東員町長深3784	
26	(株) みつわポンプ製作所	東員町山田3617	
27	(有) リコー電器	東員町笹尾東2-18-3	
28	CARSHOP BOW	東員町中上275-1	
29	(株) ナカムラ石油	東員町中上523-1	
30	(株) あっとほーむ	東員町笹尾西2-25-6	
31	(有) 鈴木商店	東員町八幡新田106	
32	アダム企画	東員町鳥取1294-1	
33	(有) エスアイ総合	東員町南大社635-2	
34	東員いずみ作業所	東員町山田1546-1	
35	一色建設 (株)	東員町南大社51	
36	鈴昇工業	東員町八幡新田528-76	
37	(株) ケーエム・サービス	東員町鳥取634-11	
38	中日装業 (株)	東員町大木471-3	
39	(株) 山下設備工業	東員町笹尾西3-11-19	
40	(有) 東員電気工業所	東員町八幡新田164-2	

2—3 2 災害時の応急措置に関する協定事業所一覧

No.	業 者 名	代 表 者	住 所
1	一色建設 株式会社	代表取締役 一色利之	東員町大字南大社51
2	アース建設 株式会社	代表取締役 橋本 太	東員町笹尾東2丁目4-4
3	株式会社 巧建社	代表取締役 西塚彰彦	東員町大字穴太1958-1
4	株式会社 東海緑産 東員営業所	営業所長 伊藤峰雪	東員町大字北大社898
5	株式会社 廣田組	代表取締役 廣田龍彦	東員町大字長深4031
6	伊藤土建 株式会社	代表取締役 伊藤秋史	東員町大字穴太1829-5
7	有限会社 トウエイ建設	代表取締役 後藤貴樹	東員町笹尾東3丁目8-5
8	有限会社 丸忠土建興業	代表取締役 水谷久忠	東員町大字鳥取748
9	有限会社 サトー工業	代表取締役 佐藤嘉章	東員町大字中上403-1
10	有限会社 稲見石材土木	代表取締役 稲見清晃	東員町大字長深2212-3
11	有限会社 高橋工務店	取締役 高橋松太郎	東員町笹尾東1丁目26-9
12	有限会社 社建設	代表取締役 一色竜也	東員町大字南大社555-3
13	株式会社 辻組	代表取締役 辻 昭彦	東員町大字穴太736
14	株式会社 アイテックス水常	代表取締役 水谷常次	東員町大字鳥取165-1
15	三和総社 株式会社	代表取締役 平野竜之	東員町大字中上1001-1
16	日置商産 有限会社	代表取締役 日置忠勝	東員町大字中上1692
17	有限会社 神田商店	代表取締役 斉藤昇次	東員町大字南大社1291
18	三愛岐 株式会社	代表取締役 齋藤仁司	東員町大字大木981
19	有限会社 コーケン 東員営業所	代表取締役 位田光治	東員町大字六把野新田362
20	有限会社 小川設備	取締役 小川 景	東員町大字八幡新田304
21	株式会社 ケーエム サービス	代表取締役 道藤一義	東員町大字南大社634-11
22	株式会社 山下設備工業	代表取締役 山下直樹	東員町笹尾西3丁目11-19

第10 自治会関係

1 自治会活動拠点

自治会名	名 称	所在地
筑紫	筑紫集落センター	大字筑紫 5 9 1 番地
穴太	穴太多目的研修センター	大字穴太 1 2 8 1 番地
瀬古泉	瀬古泉集落センター	大字瀬古泉 8 9 2 番地
山田	山田公民館	大字山田 1 0 0 8 番地
六把野新田	六把野新田コミュニティセンター	大字六把野新田 7 0 7 番地
鳥取	鳥取集落センター	大字鳥取 1 4 5 9 番地 2
八幡新田	八幡新田コミュニティセンター	大字八幡新田 2 8 0 番地 5
大木	大木集落センター	大字大木 4 9 6 番地
北大社	北大社構造改善センター	大字北大社 8 3 7 番地
南大社	南大社研修センター	大字南大社 8 2 9 番地 1
長深	長深公民館	大字長深 2 6 1 8 番地 7
中上	中上構造改善センター	大字中上 4 5 0 番地
笹尾西 1 丁目	笹尾西 1 丁目集会所	笹尾西 1 丁目 3 6 番
笹尾西 2 丁目	笹尾西 2 丁目集会所	笹尾西 2 丁目 3 1 番 1
笹尾西 3 丁目	笹尾西 3 丁目集会所	笹尾西 3 丁目 1 0 番 1
笹尾西 4 丁目	笹尾西 4 丁目集会所	笹尾西 4 丁目 2 8 番 4
笹尾東 1 丁目	笹尾東 1 丁目集会所	笹尾東 1 丁目 2 番 9
笹尾東 2 丁目	笹尾東 2 丁目集会所	笹尾東 2 丁目 6 番
笹尾東 3 丁目	笹尾東 3 丁目集会所	笹尾東 3 丁目 1 4 番
笹尾東 4 丁目	笹尾東 4 丁目集会所	笹尾東 4 丁目 3 2 番
城山 1 丁目	城山 1 丁目集会所	城山 1 丁目 2 3 番 7
城山 2 丁目	城山 2 丁目集会所	城山 2 丁目 1 8 番 1
城山 3 丁目	城山 3 丁目集会所	城山 3 丁目 3 0 番 2

2 自主防災組織については、全ての自治会単位で結成している。

3 地区防災計画について

作成済組織名	作成年月	修正年月日	備考
長深自治会	令和 4 年11月		

第11 様式等関係

1 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

	年	月	日
知 事 宛			
	(町長)		印
自衛隊の災害派遣要請要求について			
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者			
4 その他参考となすべき事項			

年 月 日

知 事 宛

(町長) 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請日時
令和 年 月 日 時 分

- 2 派遣要請日時
令和 年 月 日 時 分

- 3 撤収作業場所
撤収作業内容

2 緊急通行車両等確認証明申請書

緊急通行車両確認証明書			
年 月 日			
三重県公安委員会 殿			
申請者 住 所 () 局 番 氏 名 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行 う車両にあつては、輸送人 員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			
		交付番号	

3 緊急通行車両等事前届出書

地震防災応急対策用		地震防災応急対策用	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
年 月 日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する	
三重県公安委員会 殿		年 月 日	
申請者住所 (電話)		三重県公安委員会	
氏 名		印	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。			

第12 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、
(途中省略)
令和7年4月消防応第44号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までににおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1 報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1 号様式及び第2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1 号様式、特定の事故については第2 号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3 号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・ バスの転落による救急・救助事故

- ・ ハイジャックによる救急・救助事故

- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈 火災等即報 〉

1 第1号様式（火災） （省略）

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○（株）○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例） ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要		危険物施設の 区 分		
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部(署)	台人	
		消 防 団	台人	
		消防防災ヘリコプター	機人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分	自 衛 隊	人	
	使用停止命令 月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人		軽傷者				人	一部破損		棟	未分類
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

都道府県名 ()

[illegible]

- 49 -

第13 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

昭和45年4月10日

消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第 58号、昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27 年法律第180 号）第2 条第1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39 年法律第167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25 年法律第218 号）第2 条第5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30 年法律第29 号）第1 条に規定する砂防施設、同法第3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3 条の2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ 航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25 年法律第169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26 年法律 第97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
報 告 者 名				そ の 他	畑	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
区 分		被 害		そ の 他	学 校		箇所
					病 院		箇所
人 的 被 害	死 者		人	そ の 他	道 路		箇所
	うち 災害関連死者		人		橋 り ょ う		箇所
	行方不明者		人		河 川		箇所
	負傷者		人		港 湾		箇所
住 家 被 害	全 壊		棟	そ の 他	砂 防		箇所
			世帯		清 掃 施 設		箇所
			人		鉄 道 不 通		箇所
	半 壊		棟		被 害 船 舶		隻
			世帯		水 道		戸
			人		電 話		回線
	一 部 破 損		棟		電 気		戸
			世帯		ガ ス		戸
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
非 住 家	公 共 建 物		棟	火 災 発 生	建 物		件
	そ の 他		棟		危 険 物		件
					そ の 他		件

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円		災 害 対 策 市 町 村 本 部 名				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 害 救 助 法 名	計 団体			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円		計 団体			
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難指示等の状況）						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式 災害年報

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学 校	箇所								
	病 院	箇所								
	道 路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河 川	箇所								
	港 湾	箇所								
	砂 防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水 道	戸								

発生年月日		災害名							計
区分									
電 話		回線							
電 気		戸							
ガ ス		戸							
そ の 他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建 物	件							
	危 険 物	件							
	そ の 他	件							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
小	計	千円							
	公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
他	そ の 他	千円							
被 害 総 額		千円							
都 道 府 県 災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人	

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

火災・災害等即報の電子メールによる報告について

平素より、消防防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）においては、火災・災害等の即報等についてファクシミリ等により報告するものとしているところですが、火災・災害等の即報等について電子メールにより報告する場合には、下記のとおり報告いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 報告先の電子メールアドレス

●●●●@ml.soumu.go.jp

※ ●●●●を fdma-sokuhou に変更してください。

2. 添付ファイルの形式

Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式

3. その他

- ・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとしてください。
- ・電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要です。

【担当】

応急対策室：濱田・赤荻・大場・成田

電話：03-5253-7527

FAX：03-5253-7537

第14 被害速報送受信表

人 的 被 害 の 状 況

発生(覚知)日時	発生場所	原 因	年 齢 性 別	状 況	氏 名 職 業	住 所

住 家 等 被 害 の 状 況

発生(覚知)日時	発生場所	原 因	種 別 その他	棟数	世帯数	人 数	状 況

避 難 の 状 況

発生(覚知)日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人 数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人 数	

市 町 道 路 通 行 止 め の 状 況

発生(覚知)日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込日時	原 因	摘 要

水 道 被 害 の 状 況

発生(覚知)日時	発生地域	原 因	戸 数	状 況	復 旧 見込時間	摘 要

地 す べ り ・ 山 (崖) 崩 れ の 状 況

発生(覚知)日時	発生場所	状 況	人的(家屋)被害の有無	摘 要

田 畑 の 状 況

発生(覚知)日時	発生場所	田 (ha)		畑(ha)		原 因	摘 要
		流 埋	冠 水	流 埋	冠 水		

そ の 他 の 状 況

発生(覚知)日時	名 称	発生場所	原 因	状 況	摘 要

火 災 の 状 況

発生(覚知)日時	発生地域	火 災 の 状 況	火災件数	摘 要

交 通 機 関 の 状 況

発生(覚知)日時	名 称	運休区間	復旧見込日時	原 因	摘 要

ライフラインの状況

発生(覚知)日時	名 称	発生地域	原 因	戸 数	状 況	復 旧 見込時間	摘 要

道 路 情 報

発生(覚知)日時	番 号	道路管理者 路 線 名	箇 所 名 (規制区間)	規制原因 規制内容	規制(災害) 解除見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘 要

第15 土砂災害（特別）警戒区域一覧

No.	自然現象	区域名	指定種別	場 所
1	急傾斜地の崩壊	長深 1	警戒区域	東員町大字長深
2-1	同 上	長深 2	警戒区域	東員町大字長深
2-2	同 上	長深 2	特別警戒区域	東員町大字長深
3-1	同 上	長深 3-1	警戒区域	東員町大字長深
3-2	同 上	長深 3-1	特別警戒区域	東員町大字長深
4-1	同 上	長深 3-2	警戒区域	東員町大字長深
4-2	同 上	長深 3-2	特別警戒区域	東員町大字長深
5-1	同 上	長深 4	警戒区域	東員町大字長深
5-2	同 上	長深 4	特別警戒区域	東員町大字長深
6-1	同 上	長深 5	警戒区域	東員町大字長深
6-2	同 上	長深 5	特別警戒区域	東員町大字長深
7-1	同 上	長深 6	警戒区域	東員町大字長深
7-2	同 上	長深 6	特別警戒区域	東員町大字長深
8-1	同 上	長深 7	警戒区域	東員町大字長深
8-2	同 上	長深 7	特別警戒区域	東員町大字長深
9-1	同 上	長深 8	警戒区域	東員町大字長深
9-2	同 上	長深 8	特別警戒区域	東員町大字長深
10-1	同 上	長深 9	警戒区域	東員町大字長深
10-2	同 上	長深 9	特別警戒区域	東員町大字長深
11-1	同 上	長深 10	警戒区域	東員町大字長深
11-2	同 上	長深 10	特別警戒区域	東員町大字長深
12-1	同 上	長深 11	警戒区域	東員町大字長深
12-2	同 上	長深 11	特別警戒区域	東員町大字長深
13-1	同 上	長深 12	警戒区域	東員町大字長深
13-2	同 上	長深 12	特別警戒区域	東員町大字長深
14-1	同 上	長深 13	警戒区域	東員町大字長深
14-2	同 上	長深 13	特別警戒区域	東員町大字長深
15-1	同 上	長深 14	警戒区域	東員町大字長深
15-2	同 上	長深 14	特別警戒区域	東員町大字長深

No.	自然現象	区域名	指定種別	場 所
16-1	急傾斜地の崩壊	中上1	警戒区域	東員町大字中上
16-2	同 上	中上1	特別警戒区域	東員町大字中上
17-1	同 上	中上2	警戒区域	東員町大字中上
17-2	同 上	中上2	特別警戒区域	東員町大字中上
18-1	同 上	穴太1	警戒区域	東員町大字穴太
18-2	同 上	穴太 1	特別警戒区域	東員町大字穴太
19-1	同 上	穴太 2	警戒区域	東員町大字穴太
19-2	同 上	穴太 2	特別警戒区域	東員町大字穴太
20	同 上	穴太 3	警戒区域	東員町大字穴太
21	同 上	穴太 4	警戒区域	東員町大字穴太
22-1	同 上	穴太 5	警戒区域	東員町大字穴太
22-2	同 上	穴太 5	特別警戒区域	東員町大字穴太
23	同 上	鳥取 1	警戒区域	東員町大字鳥取
24-1	同 上	笹尾西 1	警戒区域	東員町笹尾西
24-2	同 上	笹尾西 1	特別警戒区域	東員町笹尾西
25	同 上	笹尾西 2	警戒区域	東員町笹尾西
26-1	同 上	笹尾東 1	警戒区域	東員町笹尾東
26-2	同 上	笹尾東 1	特別警戒区域	東員町笹尾東
27	同 上	笹尾東 2	警戒区域	東員町笹尾東

中上地区 中上1、2



穴太地区 穴太1、2、3、4、5



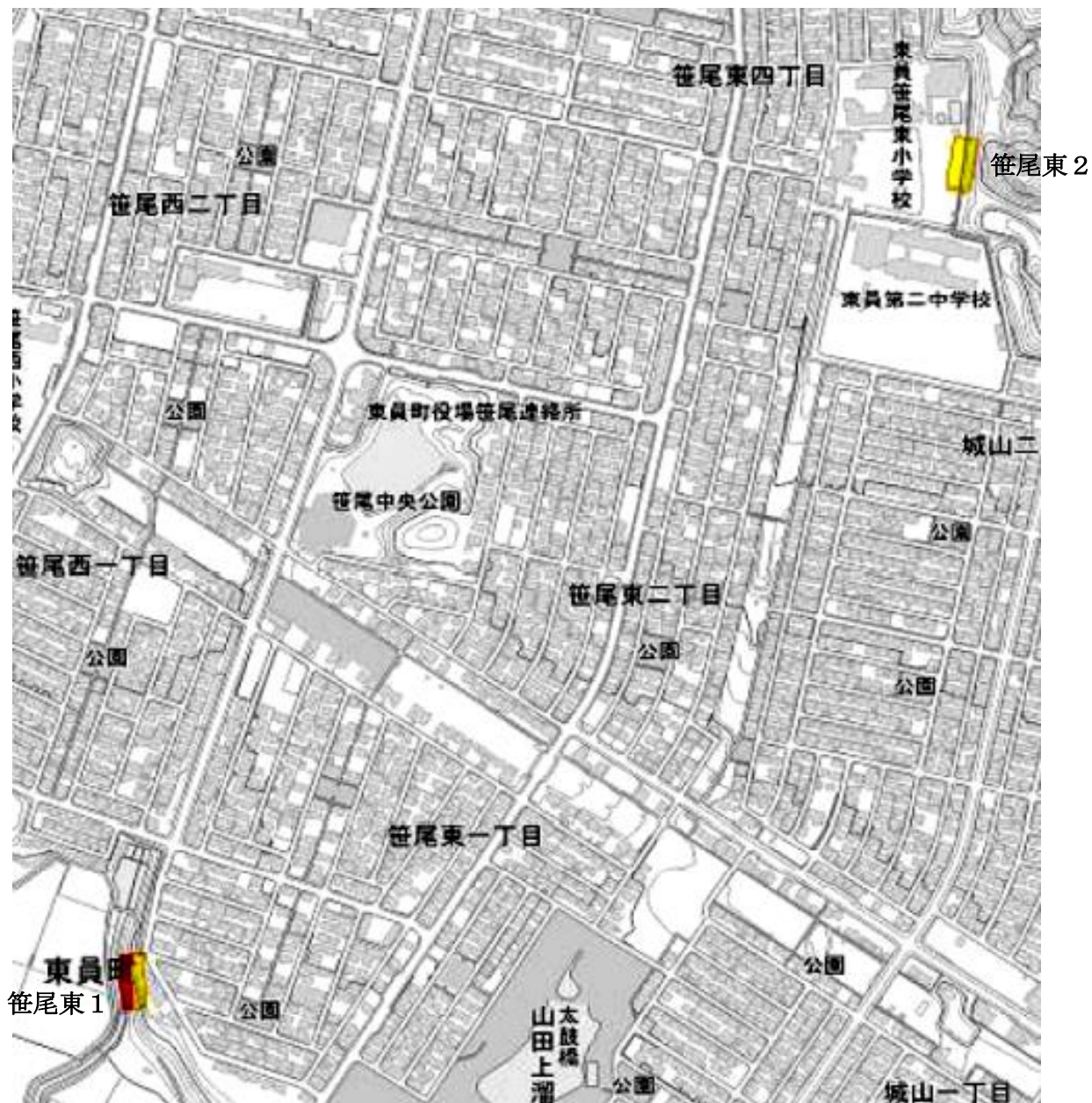
鳥取地区 鳥取 1



笹尾西地区
笹尾西 1、2



笹尾東地区 笹尾東 1、2



第16 防災重点農業用ため池一覧

三重県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画より

データベース コード番号	名 称	所在地	堤高	堤長	総貯水量
243240002	やまだため（うえ） 山 田 溜（上）	東員町大字鳥取字古建林	4 m	90m	30千m ³
243240004	まんすけため 万 助 溜	東員町大字山田半之木谷	5 m	100m	17千m ³
243240005	やまだため（なか） 山 田 溜（中）	東員町大字山田半之木谷	6 m	130m	30千m ³
243240006	やまだため（しも） 山 田 溜（下）	東員町大字山田半之木谷	3 m	167m	30千m ³

※ 防災重点農業用ため池とは、決壊により下流の住宅等に被害をおよぼすおそれがある農業用ため池をいう。

第17 その他

1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〔抄〕

○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〔抄〕

平成25年10月1日 内閣府告示第228号
改正 平成26年3月31日 内閣府告示第19号
(途中省略)
令和7年3月31日 内閣府告示第42号

第1章 救助の程度、方法及び期間 (救助の程度、方法及び期間)

第1条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第4条第1項各号及び第2項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第2条 法第4条第1項第1号及び第2項の避難所並びに同条第1項第1号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、1人1日当たり**360円**以内とすること。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として**7,089,000**円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
 - ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
 - ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり**1,390**円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上1人 を増すごとに加算する額
夏季	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上1人 を増すごとに加算する額
夏季	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
冬季	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

- 4 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第5条 法第4条第1項第4号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。

2 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。

(被災者の救出)

第6条 法第4条第1項第5号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり **53,900円**以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 **739,000円**

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 **358,000円**

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第8条 法第4条第1項第7号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - イ 生業費 1 件当たり 30,000円
 - ロ 就職支度費 1 件当たり 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
 - イ 貸与期間 2 年以内
 - ロ 利 子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第9条 法第4条第1項第8号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - ロ 文房具費及び通学用品費
 - (1) 小学校児童 1 人当たり 5,500円
 - (2) 中学校生徒 1 人当たり 5,800円
 - (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 6,300円
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第10条 法第4条第1項第9号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 **232,200**円以内、小人 **185,700**円以内とすること。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

（死体の搜索及び処理）

第11条 法第4条第1項第10号の規定に基づく令第2条第1号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から銃10日以内に完了しなければならないこと。

2 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）死体の一時保存

（3）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり**3,700**円以内とすること。

（2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり**5,900**円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

（3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第4条第1項第10号の規定に基づく令第2条第2号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が**143,900**円以内とすること。

3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第4条第1項各号及び第2項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の搜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第2章 実費弁償

(実費弁償)

第14条 法第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
 - イ 日当
法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。
 - ロ 時間外勤務手当
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。
 - ハ 旅費
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。
- 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。

第3章 災害救助事務

(救助事務費)

第15条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。
 - イ 時間外勤務手当
 - ロ 賃金職員等雇上費
 - ハ 旅費

- ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- ホ 使用料及び賃借料
- ヘ 通信運搬費
- ト 委託費

2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

- イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10
- ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
- ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
- ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
- ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
- ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
- ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

3 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前文〔抄〕（平成26年3月31日内閣府告示第19号）平成26年4月1日から適用する。

（途中省略）

前文〔抄〕（令和7年3月31日内閣府告示第42号）

令和7年4月1日から適用する。

2 町内指定文化財等一覧

(1) 県指定

名 称	所 在 地	指定年月日	所 有 者 又 は 管 理 者
木造薬師如来坐像 (彫刻)	東員町大字穴太	昭和32年10月10日	穴太自治会
絹本着色景川和尚像 (絵画)	〃 大字長深	昭和27年3月13日	瑞応寺
猪名部神社上げ馬神事	〃 大字北大社	平成14年3月18日	東員町流鏝馬保存会

(2) 町指定

名 称	所 在 地	指定年月日	所 有 者 又 は 管 理 者
六把野獅子舞	東員町大字六把野新田 698番地	平成11年10月9日	六把野獅子舞保存会
トウインヤエヤマザ クラ(第2号)自生地	東員町城山1丁目47番 7	平成10年4月3日	東員町
山田半ノ木谷イヌナ シ自生地	東員町大字山田字半之 木谷3574番地1地内	平成10年4月3日	〃
観音もみじ	東員町大字瀬古泉字出 口993番地	平成24年3月29日	瀬古泉自治会

東員町地域防災計画

資 料 編

令和7年4月修正

発 行	平成27年3月
発 行 者	東員町防災会議
編 集	東員町 総務課 防災対策室
	三重県員弁郡東員町大字山田1600
	電 話 0594-86-2824
	F A X 0594-86-2851
	メー ル kikikanri@town.toin.lg.jp